

令和6年度第1回浦安市交通安全対策推進会議 議事録

1 開催日時 令和6年9月10日（火）14：00～14：40

2 開催場所 市役所 10階 協働会議室

3 出席者 (委員)

増田会長、堀江副会長、菅谷委員、相原委員、田中委員、加藤委員、堀木委員
(事務局)

飯塚課長、岩寄主幹、真島係長、渡邊

4 議題

- (1) 自転車通行環境の整備について
- (2) 自転車乗車用ヘルメット購入補助金について

5 議事の概要

- (1) 自転車通行環境の整備について

自転車通行環境の整備について資料に基づき説明し、その後、委員より意見をいただいた。

- (2) 自転車乗車用ヘルメット購入補助金について

自転車乗車用ヘルメット購入補助金について資料に基づき説明し、その後、委員より意見をいただいた。

6 会議経過

- (1) 自転車通行環境の整備について

事務局より資料に基づき自転車通行環境の整備について説明

委員：自転車通行可歩道解除予定路線とあるが、この路線については、現在は、歩道を自転車
が走ることが可能ということでよろしいですか。

事務局：現在は走ることが可能です。

委員：解除されるということは、走れなくなるということですか。どういう意味ですか。

事務局：歩道については、基本的に自転車が通行することができないものですが、普通自転車歩
道通行可の交通規制がある歩道については、自転車が歩道を通行することが可能となり
ます。この規制が解除される、すなわち、規制がなくなることとなりますので、解除さ
れますと、普通自転車が歩道を通行することができなくなるということになります。

委員：つまり、資料で示された路線の歩道については、今後、自転車で走れなくなるとい
うことでよろしいですか。

事務局：そのとおりです。

委員：解除される路線については今後、車道に何か印を整備して、自転車が走る箇所を順次整
備していくということですか。

事務局：そのとおりです。

委員：やなぎ通りとシンボルロードについては、現状どうなっているのですか。

事務局：現状、歩道を自転車で通行可能なものであり、走れなくなる路線として示されてはおりませんので、今後も、歩道を自転車が走ることができる予定となっております。

委員：資料には市が管理する道路で通行ができなくなる路線のみを示しているということですか。

事務局：資料につきましては、市内で自転車が通行できなくなる路線として示された路線の内、市で管理する道路を示したものとなりますので、国や県等が管理する道路で、通行ができなくなる路線につきましては示していないものです。

委員：順次解除されると説明がありましたが、明確に解除日は決まっていないということですか。

事務局：そのとおりです。

委員：解除された場合の話ですが、解除された路線を自転車で走った場合の罰則等について、市で条例を制定するような考えはありますか。

事務局：ございません。

委員：解除された場合でも、年齢等によっては走ることが可能な方もいらっしゃいますよね。

事務局：65歳以上の方や12歳以下の方、障害者手帳をお持ちの方は解除された場合でも通行が可能ですし、工事等で歩道を通行することしかできない場合などは通行が可能なものです。

委員：そうしますと、65歳未満の方や12歳を超える方、障害者手帳を持っていない方などが自転車で通行した場合、それを警察官が見つけた時は、違反切符を切ることになりますか。

委員：直ちに取り締まるかは状況に応じて対処することになるかと思いますが、必ず注意は行ってまいります。

委員：5年で整備するとのことでしたが、5年の間に解除されることがありますか。

事務局：その可能性もございます。

委員：では、整備前に解除された場合、まだ整備されていない道路を通ることとなりますか。

事務局：整備前に解除された場合はそうなります。解除については、整備完了後に規制を解除するというのが一般的な流れであると考えておりますが、解除日が明確になりましたら、現時点で考えている5か年計画を3か年計画に変更するなど、臨機応変に対応していくたいと考えております。

(2) 自転車乗車用ヘルメット購入補助金について

事務局より資料に基づき自転車乗車用ヘルメット購入補助金について説明

委員：補助の対象についてですが、一般についてはどのようにお考えですか。

事務局：令和7年度を目指し、幼児及び小中学生から、全年齢を対象に拡充していきたいと考え

ております。

委員：ヘルメット着用努力義務化に伴い浦安警察署などと協力して、キャンペーンを実施したことがあるが、その後はキャンペーン等を実施していますか。

委員：ヘルメット着用のみの啓発活動は実施していないが、自転車マナーなどと合わせて、月数回、街頭でキャンペーンを実施したり、交通安全運動のキャンペーン時に併せて啓発を実施しております。機会がありましたら、是非、皆様のお力を借りしたいと考えておりますし、学校に特化して呼び掛けるなどもしていきたいと考えております。

委員：孫も自転車を使っておりますので、お声掛けいただければ、是非、協力させていただきます。

事務局：補足となります、ヘルメット着用の啓発につきましては、昨年度、補助金の対象となる全ての方に対し、郵送にて割引券を配付しており、その中で、ヘルメット着用の努力義務化については周知しているところです。

それ以外の方につきましては、各種イベントにてヘルメット着用をお願いしているところです。

委員：実績について、令和5年度の3月に件数が増えているが、何か要因はありますか。また、令和6年度の件数が前年度と比較して減っていることは、何か要因がありますか。

事務局：令和5年度の3月につきましては、配布していた割引券の有効期限が3月31日でありますので、駆け込みで利用した方が多く、件数が増えたものと考えております。令和6年度についてですが、ヘルメットについては、毎年買い替えるものではありませんので、令和5年度に購入済みの方が多く、減ったものと考えております。